

岩手県事業復興型雇用創出助成金の前金払い手続について

岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室

前金払いがないと事業に支障を来たすなど、特別な事情がある場合に限り、前金払いを行います。

1 前金払いの回数

助成対象事業所ごとに各年度につき1回のみ可能

2 前金払い請求の時期

平成28年度の事業復興型雇用創出助成金年度支給額が決定された助成対象事業所における各年度の最初の支給開始日（4月1日以降に支給開始した最初の日）の翌日以降

平成28年度分の前金払い請求は、平成28年12月22日（木）までの受付とさせていただきます。

3 前金払いの額

(1) 前金払い請求をする時点での助成対象労働者の雇用実績に応じた額（前金払い請求する日が属する月の前月までの月割りによります）。

※ 各月の初日から末日まで雇用を継続した月が前金払いの対象となります。

（例）7/15雇入、11/20離職の場合：前金払い対象となる月は、8月～10月の3か月分

(2) 前金払い請求をする時点での助成対象事業所全体の年度支給額の2分の1

を比較し、(1)と(2)のいずれか少ない額（千円未満切り捨て）

・ 前金払い請求時、前金払い請求対象期間の認定所定労働時間に実労働週数を乗じた数に前払い金請求対象期間の実績労働時間の合計を除して8割未満の場合、当該労働者は前金払い支給対象外となります。

・ 離職した助成対象労働者がいる場合は、離職者について変更認定の手続を行ってから前金払い請求を行ってください。

・ 具体的な算定方法については、次ページの<前金払いの例>をご覧ください

4 前金払いの手続

【提出書類】

- ・ 事業復興型雇用創出助成金前金払い請求書（様式第5号）
- ・ 事業復興型雇用創出助成金実績報告書（様式第3号及び様式第3号別紙）
- ・ 助成対象労働者一覧（様式第8号）
- ・ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ・ 賃金支給状況等確認書
- ・ 助成対象労働者の勤務状況が確認できる書類の写し（出勤簿（タイムカード）及び賃金台帳その他これに類する書類）
- ・ （住所や代表者名等に変更があった場合）事業復興型雇用創出助成金に係る申請書等記載事項等変更届出書

【提出先】

【お問合せ・申請書の送付先】

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター
〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
TEL 019-601-5263 FAX 0120-079-200
受付時間 平日9:30～12:00 13:00～16:30

<前金払いの例>

【例1】平成27年4月1日にフルタイムの助成対象労働者A（28年度の雇用日数：365日）を1名雇い入れた助成対象事業主が、**9月1日に前金払い請求**をする場合（平成27年度認定）

(1) 前金払い請求の対象となる期間：平成28年4月1日から8月31日まで

(2) 雇用実績に応じた期間：労働者A 4月から8月（5か月）

(3) 前金払いの額：

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} 50\text{万円} \times 5 / 12\text{か月} \doteq 20.8\text{万円} \\ \textcircled{2} (50\text{万円} \times 365 / 365\text{日}) / 2 = 25\text{万円} \end{array} \right\} \textcircled{1} < \textcircled{2} \text{より } \underline{20.8\text{万円}}$$

【例2】平成28年7月15日にフルタイムの助成対象労働者A（28年度の雇用日数：260日）を1名雇い入れた助成対象事業主が、**11月20日に前金払い請求**をする場合（平成28年度認定）

(1) 前金払い請求の対象となる期間：平成28年7月15日から11月20日まで

(2) 雇用実績に応じた期間：労働者A 8月から10月（3か月）

※ 1か月に満たない端数（7/15～7/31、11/1～11/20）は切り捨てます。

(3) 前金払いの額：

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} 60\text{万円} \times 3 / 12\text{か月} = 15\text{万円} \\ \textcircled{2} (60\text{万円} \times 260 / 365\text{日}) / 2 \doteq 21.3\text{万円} \end{array} \right\} \textcircled{1} < \textcircled{2} \text{より } \underline{15\text{万円}}$$

【例3】平成28年5月1日にフルタイムの助成対象労働者B（28年度の雇用日数：335日）を1名雇い入れ、7月1日にパートタイムの助成対象労働者C（28年度の雇用日数：274日）を1名雇い入れた助成対象事業主が、**12月1日に前金払い請求**をする場合（平成28年度認定）

(1) 前金払い請求の対象となる期間：労働者B 平成28年5月1日から11月30日まで
労働者C 平成28年7月1日から11月30日まで

(2) 雇用実績に応じた期間：労働者B 5月から11月（7か月）

労働者C 7月から11月（5か月）

(3) 前金払いの額：

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} 60\text{万円} \times 7 / 12\text{か月} + 30\text{万円} \times 5 / 12\text{か月} \doteq 47.5\text{万円} \\ \textcircled{2} (60\text{万円} \times 335 / 365\text{日} + 30\text{万円} \times 274 / 365\text{日}) / 2 \doteq 38.7\text{万円} \end{array} \right\} \textcircled{1} > \textcircled{2} \text{より } \underline{38.7\text{万円}}$$

【例4】平成27年6月1日にフルタイムの助成対象労働者Dを1名雇い入れ（平成27年度に支給認定を受け）た助成対象事業主が、**平成28年10月1日に前金払い請求**をする場合

(1) 前金払い請求の対象となる期間：平成28年4月1日から9月30日まで

(2) 雇用実績に応じた期間：労働者D 4月から9月（6か月）

(3) 前金払いの額：

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} 140\text{万円} \times 2 / 12\text{か月} + 50\text{万円} \times 4 / 12\text{か月} \doteq 39.9\text{万円} \\ \textcircled{2} (140\text{万円} \times 61 / 365\text{日} + 50\text{万円} \times 304 / 365\text{日}) / 2 \doteq 32.5\text{万円} \end{array} \right\} \textcircled{1} > \textcircled{2} \text{より } \underline{32.5\text{万円}}$$